

第3 地域密着型サービス事業所の指定等について（報告事項）

1 指定分

平成29年5月2日から平成29年7月1日までに指定した事業所

○地域密着型通所介護 2件

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 2件

詳細は、以下のとおり

（1）新規開設による指定

種類	区分		指定更新内容等
地域密着型 通所介護	事業所	名称	リハビリジムさつきアネックス
		所在	千葉県稲毛区稲毛東 2-12-14
		定員	10名
		指定日	平成29年6月1日
	事業者	名称	医療法人社団恵佑会
		所在	千葉県花見川区朝日ヶ丘 1-10-15
		県内その他 事業実績	<併設> 介護予防通所介護、通所介護相当サービス <その他> 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援
定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	事業所	名称	定期巡回・随時対応型訪問介護看護あんしん24
		所在	千葉県美浜区高洲 3-20-45 細矢ビル 403
		一体型・連携型の別	連携型
		指定日	平成29年6月1日
	事業者	名称	株式会社けあまど
		所在	千葉県中央区葛城 3-8-22
		県内その他 事業実績	<併設> 訪問介護、訪問看護 <その他> なし

(2) 事業譲渡による指定

種 類	区 分		指 定 更 新 内 容 等
地域密着型 通所介護	事業所	名 称	樹楽浜野
		所 在	千葉市中央区村田町 77-17
		定 員	10名
		指 定 日	平成29年6月1日
	事業者	名 称	株式会社太田ケアコーポレーション
		所 在	東京都葛飾区四つ木 4-19-7
		県内その他 事業実績	なし
定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看 護	事業所	名 称	りべるたす
		所 在	千葉市中央区川戸町 468-1
		一体型・連携型の別	連携型
		指 定 日	平成29年7月1日
	事業者	名 称	社会福祉法人りべるたす
		所 在	千葉市中央区川戸町 468-1
		県内その他 事業実績	<併設>(介護予防)訪問介護 <その他>なし

2 指定更新分

指定を受けた事業所は6年ごとに指定の更新を受ける必要があります。

平成29年5月2日から平成29年7月1日までに更新を行った事業所

○地域密着型通所介護 4件

詳細は、以下のとおり

種 類	区 分		指 定 更 新 内 容 等
地域密着型 通所介護	事業所	名 称	介護予防デイサービスKAGAYAKI みつわ台店
		所 在	千葉県若葉区みつわ台 5-38-6
		定 員	15名
		指 定 日	平成29年7月1日
	事業者	名 称	介護ジャパン株式会社
		所 在	東京都千代田区岩本町 2-11-9 イトーピア橋本ビル2階
		県内その他 事業実績	<併設>介護予防通所介護、通所介護相当サービス <その他>介護予防通所介護、通所介護相当サービス
	事業所	名 称	機能回復訓練&健康増進りはる一む
		所 在	千葉県中央区本町 2-3-19-101
		定 員	10名
		指 定 日	平成29年7月1日
	事業者	名 称	株式会社ウッドベル
		所 在	千葉県若葉区みつわ台 5-31-1
県内その他 事業実績		<併設>介護予防通所介護、通所介護相当サービス <その他>訪問介護	

種 類	区 分		指 定 更 新 内 容 等
地域密着型 通所介護	事業所	名 称	みすずの苑デイルーム
		所 在	千葉県花見川区朝日ヶ丘 1-21-13
		定 員	9名
		指 定 日	平成 29 年 7 月 1 日
	事業者	名 称	有限会社三鈴
		所 在	千葉県花見川区朝日ヶ丘 1-21-13
		県内その他 事業実績	<併設>(介護予防)訪問介護、訪問介護 相当サービス、生活援助型訪問サービス、 (介護予防)通所介護、居宅介護支援 <その他>なし
	事業所	名 称	デイサービスさんぼ道あすみが丘事業所
		所 在	千葉県緑区あすみが丘 5-44-1
		定 員	18名
		指 定 日	平成 29 年 7 月 1 日
	事業者	名 称	愛のアトリエ株式会社
所 在		千葉県大網白里市南横川 3138-291	
県内その他 事業実績		<併設>通所介護相当サービス、居宅介 護支援、(介護予防)通所介護 <その他>(介護予防)通所介護	

3 非公募による募集（随時募集）

(1) 募集事業

- ア 小規模多機能型居宅介護
- イ 認知症対応型通所介護
- ウ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- エ 夜間対応型訪問介護
- オ 地域密着型通所介護

(2) 募集条件等（各事業共通）

- ア 募集地域等
市内全域
- イ 日程
毎月指定申請書を受付する。（指定日の前月15日が受付締切）

表1 例：9月1日に指定を受ける場合のスケジュール

日程	手続内容
6/1～8/15	指定申請書の提出に係る事前相談
8/15 まで	指定申請書受理
9/1	指定

(3) 昨年度との変更点

平成29年度の随時募集においては、指定申請書の提出前に求めていた事前協議書の提出を省略し、代わりに、指定予定月の3か月前から対面式による「事前相談期間」を設け、指定申請書の準備期間としました。また、平成28年度より意見聴取を要しないため、居宅サービスと同様、毎月指定申請書を受け付けます。

表2 平成28年度及び29年度の変更点

	平成28年度	平成29年度
事前協議書の提出	有	無（事前相談期間を設ける）
指定申請書の受付期間	年3回に分けて受付	毎月受付